

酒田港軌道走行式荷役機械保守点検業務委託
特記仕様書

山形県港湾事務所

－ 目 次 －

- 第1章 定期自主検査（月次点検）
- 第2章 定期自主検査及び性能検査（年次点検）
- 第3章 第1号コンテナクレーン主巻・横行ワイヤ交換点検整備等
- 第4章 オーバーハイトアジャスター点検

第1章 定期自主検査（月次点検）

本委託業務は、酒田港高砂ふ頭に設置している軌道走行式荷役機械（以下「コンテナクレーン」という。）をクレーン等安全規則（以下「規則」という。）第35条による定期自主検査（以下「点検整備」という。）を実施することにより、コンテナクレーンを良好な状態に保持して、常に円滑に稼働させることを目的とする。

1 総則

- (1) 本委託業務の受注者（以下「受注者」という。）は、コンテナクレーンの機能を十分に発揮できるよう契約書、仕様書、その他関係書類（以下「契約書等」という。）に基づき、山形県港湾事務所の担当職員（以下「担当職員」という。）と協議のうえ、能率的、経済的かつ安全に業務を履行するものとする。
- (2) 本委託業務は、契約書等によるほか、労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）及び規則等（以下「法令等」という。）を遵守して実施するものとする。

2 点検整備対象機械

- (1) 第1号コンテナクレーン 1台
製造者：JFEエンジニアリング株式会社
設置年月：令和元年7月
定格荷重：コンテナクレーン 30.5トン
（予備スプレッド1台、重量物フック1台を含む）
 ホイスト式天井クレーン 5.0トン
動力：（電源）6,600V 50Hz
- (2) 第2号コンテナクレーン 1台
製造者：JFEメカニカル株式会社
設置年月：平成25年11月
定格荷重：コンテナクレーン 30.5トン
（予備スプレッド1台、重量物フック1台を含む）
 ホイスト式天井クレーン 5.0トン
動力：（電源）6,600V 50Hz

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

4 点検内容

- (1) 第1号コンテナクレーン 月次点検 11回
規則第34条による定期自主検査を実施する4月を除く。

- (2) 第2号コンテナクレーン 月次点検 11回
規則第34条による定期自主検査を実施する11月を除く。
- (3) 緊急時対応 上記(1)～(2)の点検整備対象機械が荷役中に故障等で停止する等の緊急時に点検対応すること。

5 作業要領

(1) 点検整備項目

受注者は、別紙「コンテナクレーン月次（年次）点検内容」の点検を行い、併せて油脂類の補給、軽微な部品交換及び小規模修繕を行うものとする。また、月次点検作業施工時以外のコンテナクレーン停止中においても、必要ある場合は各機械装置、電気装置の軽微な調整及び修繕等の日常管理作業を行うものとする。

なお、点検整備項目に関して提案がある場合は、発注者と協議すること。

(2) 業務責任者

受注者は、実務経験を有する業務責任者を派遣し、技術指導、労務管理安全衛生、その他一切の業務を管理し点検作業を行うこと。

受注者は、業務責任者に選任しようとする者が、実務経験を有していることを証明するための書類を作成し、発注者に提出すること。

(3) 技術職員の配置

本船荷役がある日及び業務計画における作業日は、平日の午前9時から午後5時まで高砂ふ頭内に技術職員を常駐で配置すること。

なお、本船荷役が土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に行われる場合は、技術職員による緊急時対応が出来る体制を取ること。ただし、本船荷役のある土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に発注者から特別な要請があった場合は、午前9時から午後5時までの時間内に常駐で技術職員を配置すること。

(4) 常駐勤務場所

常駐場所は、高砂ふ頭内で発注者と協議すること。なお、常駐場所の使用料は、受注者の負担とする。

(5) 点検整備の日程

受注者は、担当職員及び酒田港国際ターミナル事業協同組合の担当者と協議、調整して点検整備の日程を決定すること。

なお、本船荷役の都合により点検整備日を連続して確保出来ない場合は、荷役作業の合間や昼休み時間等の短時間の保守点検に対応すること。

(6) 点検整備場所への立入り

受注者の業務責任者及び技術職員は、国土交通省発行のPSカード又は山形県発行の酒田港制限区域内立入許可証を提示して点検整備場所へ立入ること。

なお、酒田港制限区域内立入許可証の交付を希望する場合は、酒田港制限区

域内立入許可証交付申請書を発注者に提出すること。

(7) 消耗品等

点検整備に使用する消耗品（グリース、油脂類を含む。）及び工具は、すべて受注者の負担とする。

(8) クレーンオペレーター

点検整備の際のクレーンオペレーターは、原則として受注者から酒田港国際ターミナル事業協同組合に手配すること。なお、クレーンオペレーターに係る費用は、酒田港国際ターミナル事業協同組合の負担とする。

(9) 点検整備時に緊急を要する事項

点検整備時に異常、故障等で緊急を要する事項が発生した場合は、直ちに担当職員に連絡し、指示を受けること。ただし、担当職員に連絡出来なかった場合は、適切な措置を講ずるとともに作業終了後に報告すること。

(10) 修理規模が大きい、又は部品の手配を要する修繕

点検整備及び緊急時対応の結果、点検中に整備できる軽微なものは、受注者において処置すること。

修理規模が大きい、又は部品の手配を要する等の点検整備の範囲内で修繕が実施出来ないものについては、発注者と協議すること。

(11) 荷役機械の故障時の緊急時対応

発注者又は荷役機械使用者から荷役機械の故障及び緊急事態により要請があった場合は、速やかに技術職員を現地に派遣すること。その緊急時対応では、故障個所の特定及び修繕を実施すること。派遣に係る費用は受注者の負担とする。

(12) 台風等の対策

受注者は、台風等で事前にコンテナクレーン等の災害が予想される時は、その前後の対策について助勢すること。

6 提出書類

(1) 業務計画書

初回点検を開始するまでに、業務計画書を提出すること。業務計画書の記載内容は以下による。なお、業務計画書の内容に変更があった場合、その都度、業務計画書を提出すること。

- ① 業務概要
- ② 計画工程表
- ③ 点検整備及び緊急時対応の組織表
- ④ 点検整備及び緊急時対応の方法
- ⑤ 安全管理
- ⑥ その他特記すべき事項

(2) 定期点検整備報告書

受注者は、点検整備実施後、14日以内に書面により点検整備内容を担当職員

に2部提出するものとする。受注者は、定期点検整備報告書とともに写真、図面その他必要な資料を整え、点検整備の結果や異常を認める箇所及び対応策を報告しなければならない。

7 点検整備上の注意事項

- (1) 点検整備期間中は、コンテナクレーンの周囲に不用意に人が近づいたり、車両が進入しないように「クレーン点検中」等の標識を掲げること。
- (2) 点検整備は高所作業となるので、技術職員は、ヘルメット、安全带等を着用して安全に心掛け、事故のないよう十分に注意すること。

8 その他

- (1) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、受注者は、その実施に当たっての点検整備及び技術面に関する協議を担当職員及び関係者で行うものとする。
- (2) 点検整備は、施工上支障のない定位置で実施すること。

第2章 定期自主検査及び性能検査（年次点検）

本委託業務は、酒田港高砂ふ頭に設置しているコンテナクレーンを規則第34条による定期自主検査（以下「法定点検整備」という。）を実施すること及び重機等を用いて法定点検整備では点検できない部分を点検（以下「構造点検」という。）することにより、コンテナクレーンを良好な状態に保持して、常に円滑に稼働させることを目的とする。

1 総則

- (1) 受注者は、コンテナクレーンの機能を十分に発揮できるよう契約書等に基づき、担当職員と協議のうえ、能率的、経済的かつ安全に業務を履行するものとする。
- (2) 本委託業務は、契約書等によるほか、法令等を遵守して実施するものとする。

2 点検整備対象機械

(1) 第1号コンテナクレーン 1台

製造者：JFEエンジニアリング株式会社

設置年月：令和元年7月

定格荷重：コンテナクレーン 30.5トン

（予備スプレッド1台、重量物フック1台を含む）

ホイスト式天井クレーン 5.0トン

動力：（電源）6,600V 50Hz

(2) 第2号コンテナクレーン 1台

製造者：JFEメカニカル株式会社

設置年月：平成25年11月

定格荷重：コンテナクレーン 30.5トン

（予備スプレッド1台、重量物フック1台を含む）

ホイスト式天井クレーン 5.0トン

動力：（電源）6,600V 50Hz

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

4 点検内容

(1) 第1号コンテナクレーン 年次点検 1回

現在の検査証有効期限 令和9年5月13日

(2) 第2号コンテナクレーン 年次点検 1回

現在の検査証有効期限 令和9年11月18日

5 作業要領

(1) 法定点検整備項目

受注者は、別紙「コンテナクレーン月次（年次）点検内容」の点検を行い、併せて油脂類の補給、軽微な部品交換及び小規模修繕を行うものとする。また、年次点検作業施工時以外のコンテナクレーン停止中においても、必要ある場合は各機械装置、電気装置の軽微な調整及び修繕等の日常管理作業を行うものとする。

なお、点検整備項目に関して提案がある場合は、発注者と協議すること。

(2) 性能検査

性能検査受検年においては、クレーン検査証の有効期限内に受検する規則第40条に定める性能検査を助勢すること。

なお、性能検査に要する手数料等は、受注者で支払うこととし、その費用は委託料に含まれるものとする。

(3) 業務責任者

受注者は、実務経験を有する業務責任者を派遣し、技術指導、労務管理安全衛生、その他一切の業務を管理し点検作業を行うこと。受注者は、業務責任者に選任しようとする者が、実務経験を有していることを証明するための書類を作成し、発注者に提出すること。ただし、月次点検の業務責任者が年次点検の業務責任者を兼ねる場合は、証明するための書類の提出を省略できる。

(4) 法定点検整備の日程

受注者は、担当職員及び酒田港国際ターミナル事業協同組合の担当者と協議、調整して法定点検整備の日程を決定すること。

(5) 法定点検整備場所への立入り

受注者の業務責任者及び技術職員は、国土交通省発行のPSカード又は山形県発行の酒田港制限区域内立入許可証を提示して点検整備場所へ立入ること。なお、酒田港制限区域内立入許可証の交付を希望する場合は、酒田港制限区域内立入許可証交付申請書を発注者に提出すること。

(6) 消耗品等

法定点検整備に使用する消耗品（グリース、油脂類を含む。）及び工具は、すべて受注者の負担とする。

(7) 港湾設備の高圧電源の遮断・投入

高圧電源の遮断・投入をする場合には、発注者が電気工作物保安管理業務外部委託した者に依頼すること。なお、遮断・投入に要する費用は受注者の負担とする。

(8) クレーンオペレーター

法定点検整備の際のクレーンオペレーターは、原則として受注者から酒田港国際ターミナル事業協同組合に手配すること。なお、クレーンオペレーターに係る費用は、酒田港国際ターミナル事業協同組合の負担とする。

(9) 荷重試験に必要なテストウェイト

発注者が支給するテストウェイトを使用すること。テストウェイトに使用する水道代は、受注者の負担とする。なお、テストウェイトを法定点検整備対象

機械まで運搬する必要がある場合の費用は受注者の負担とする。

(10) 法定点検整備時に緊急を要する事項

法定点検整備時に異常、故障等で緊急を要する事項が発生した場合は、直ちに担当職員に連絡し、指示を受けること。ただし、担当職員に連絡出来なかった場合は、適切な措置を講ずるとともに作業終了後に報告すること。

(11) 修理規模が大きい、又は部品の手配を要する修繕

法定点検整備の結果、点検中に整備できる軽微なものは、受注者において処置すること。修理規模が大きい、又は部品の手配を要する等の点検整備の範囲内で修繕が実施出来ないものについては、発注者と協議すること。

6 提出書類

(1) 業務計画書

年次点検を開始するまでに、業務計画書を提出すること。業務計画書の記載内容は以下による。なお、業務計画書の内容に変更があった場合、その都度、業務計画書を提出すること。

- ① 業務概要
- ② 計画工程表
- ③ 法定点検整備及び緊急時対応の組織表
- ④ 法定点検整備及び緊急時対応の方法
- ⑤ 安全管理
- ⑥ その他特記すべき事項

(2) 法定点検整備報告書

受注者は、法定点検整備実施後、14日以内に書面により点検内容を担当職員に2部提出するものとする。受注者は、法定点検整備報告書とともに写真、図面その他必要な資料を整え、法定点検整備及び性能検査の結果と異常を認める箇所及び対応策を報告しなければならない。

7 法定点検整備上の注意事項

- (1) 法定点検整備期間中は、コンテナクレーンの周囲に不用意に人が近づいたり、車両が進入しないように「クレーン点検中」等の標識を掲げること。
- (2) 法定点検整備は高所作業となるので、技術職員は、ヘルメット、安全带等を着用して安全に心掛け、事故のないよう十分に注意すること。
- (3) クレーン電源及びその他港湾設備の高圧電源の遮断・投入に際して、電源の投入を禁止する場合は、その旨を表示すること。

8 その他

- (1) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、受注者は、その実施に当たっての法定点検整備及び技術面に関する協議を担当職員及び関係者で行うものとする。
- (2) 法定点検整備は、施工上支障のない定位置で実施すること。

第3章 第1号コンテナクレーン主巻・横行ワイヤ交換点検整備等

本委託業務は、酒田港高砂ふ頭に設置しているコンテナクレーンの消耗した主巻・横行ワイヤロープを予備品と交換し、予備品として新たにプレテンション加工を施した主巻・横行ワイヤロープを備えることで、不測の事態が発生しても速やかに対応出来る状態を保つことを目的とする。

1 総則

- (1) 受注者は、コンテナクレーンの機能を十分に発揮できるよう契約書等に基づき、担当職員と協議のうえ、能率的、経済的かつ安全に業務を履行するものとする。
- (2) 本委託業務は、契約書等によるほか、法令等を遵守して実施するものとする。

2 点検整備対象機械

第1号コンテナクレーン 主巻・横行ワイヤ

製造者：JFEエンジニアリング株式会社

3 作業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 点検内容

- (1) 主巻・横行ワイヤ交換点検整備
- (2) 主巻・横行ワイヤ（プレテンション加工済）の納品（予備品として保管）

5 作業要領

- (1) 主巻・横行ワイヤの交換点検整備
受注者は、主巻・横行ワイヤを予備品と交換、点検を行い、併せて油脂類の補給、軽微な部品交換及び小規模修繕を行うものとする。
- (2) 主巻・横行ワイヤ（プレテンション加工済）の納品
受注者はプレテンション加工を施した以下の主巻・横行ワイヤを、受託者の指定する場所へ納品するものとする。
主巻ワイヤ：IWRC6×Fi(29)Z撚り 22.4Φ B種 410m 1Pc
主巻ワイヤ：IWRC6×Fi(29)Z撚り 22.4Φ B種 410m 1Pc
横行ワイヤ：IWRC6×Fi(29)Z撚り 18Φ B種 328m 1Pc
横行ワイヤ：IWRC6×Fi(29)Z撚り 18Φ B種 220m 1Pc
- (3) 業務責任者
受注者は、実務経験を有する業務責任者を派遣し、技術指導、労務管理安全衛生、その他一切の業務を管理し点検作業を行うこと。受注者は、業務責任者に選任しようとする者が、実務経験を有していることを証明するための書類を作成し、発注者に提出すること。

(4) 交換点検整備の日程

受注者は、担当職員及び酒田港国際ターミナル事業協同組合の担当者と協議、調整して交換点検整備の日程を決定すること。

(5) 交換点検整備場所への立入り

受注者の業務責任者及び技術職員は、国土交通省発行のP Sカード又は山形県発行の酒田港制限区域内立入許可証を提示して交換点検整備場所へ立入ること。

なお、酒田港制限区域内立入許可証の交付を希望する場合は、酒田港制限区域内立入許可証交付申請書を発注者に提出すること。

(6) 消耗品等

交換点検整備に使用する消耗品（グリース、油脂類を含む。）及び工具は、すべて受注者の負担とする。

(7) 港湾設備の高圧電源の遮断・投入

高圧電源の遮断・投入をする場合には、発注者が電気工作物保安管理業務外部委託した者に依頼すること。なお、遮断・投入に要する費用は受注者の負担とする。

(8) クレーンオペレーター

交換点検整備の際のクレーンオペレーターは、原則として受注者から酒田港国際ターミナル事業協同組合に手配すること。なお、クレーンオペレーターに係る費用は、酒田港国際ターミナル事業協同組合の負担とする。

(9) 交換点検整備時に緊急を要する事項

交換点検整備時に異常、故障等で緊急を要する事項が発生した場合は、直ちに担当職員に連絡し、指示を受けること。ただし、担当職員に連絡出来なかった場合は、適切な措置を講ずるとともに作業終了後に報告すること。

(10) 修理規模が大きい、又は部品の手配を要する修繕

交換点検整備の結果、点検中に整備できる軽微なものは、受注者において処置すること。修理規模が大きい、又は部品の手配を要する等の点検整備の範囲内で修繕が実施出来ないものについては、発注者と協議すること。

6 提出書類

(1) 業務計画書

受注者は、交換点検整備等を開始するまでに、業務計画書を提出すること。業務計画書の記載内容は以下による。なお、業務計画書の内容に変更があった場合、その都度、業務計画書を提出すること。

①業務概要

②計画工程表

③主巻・横行ワイヤ交換点検整備及び緊急時対応の組織表

④主巻・横行ワイヤ交換点検整備及び緊急時対応の方法

⑤安全管理

⑥その他特記すべき事項

(2) 主巻・横行ワイヤ交換点検整備等報告書

受注者は、主巻・横行ワイヤ交換点検整備等実施後、14日以内に書面により交換整備等の内容を担当職員に2部提出するものとする。受注者は、交換点検整備等報告書とともに写真、図面その他必要な資料を整え、報告しなければならない。

7 主巻・横行ワイヤ交換点検整備上の注意事項

- (1) 交換点検整備期間中は、コンテナクレーンの周囲に不用意に人が近づいたり、車両が進入しないように「クレーン点検中」等の標識を掲げること。
- (2) 主巻・横行ワイヤ交換点検整備中は、技術職員は、ヘルメット、安全带等を着用して安全に心掛け、事故のないよう十分に注意すること。
- (3) クレーン電源及びその他港湾設備の高圧電源の遮断・投入に際して、電源の投入を禁止する場合は、その旨を表示すること。

8 その他

- (1) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、受注者は、その実施に当たっての交換点検整備及び技術面に関する協議を担当職員及び関係者で行うものとする。
- (2) 交換点検整備は、施工上支障のない定位置で実施すること。

第4章 オーバーハイトアジャスター点検

本委託業務は、酒田港高砂ふ頭に設置しているコンテナクレーンの付属品であるオーバーハイトアジャスター（通常コンテナに収まらない背高貨物を運ぶためのオーバーゲージコンテナをコンテナクレーンで荷役するために使用するアダプター）を良好な状態に保持して、常に円滑に稼働させることを目的とする。

1 総則

- (1) 受注者は、オーバーハイトアジャスターの機能を十分に発揮できるよう契約書等に基づき、担当職員と協議のうえ、能率的、経済的かつ安全に業務を履行するものとする。
- (2) 本委託業務は、契約書等によるほか、法令等を遵守して実施するものとする。

2 点検整備対象付属品

- (1) 型式：OHAタイプ OSR45 バージョン1.8M
シリアルNo.：2013年製 16853
自重：2.2トン
定格荷重：33.3トン

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

4 点検方法

- (1) 点検回数4回（6月、9月、12月、3月の各月次）

5 作業要領

- (1) 点検項目
受注者は、別紙「オーバーハイトアジャスター点検内容」の点検を行う。
なお、点検内容に関して提案がある場合は、発注者と協議すること。

(参考) クレーン等安全規則

第三節 定期自主検査等

(定期自主検査)

第三十四条 事業者は、クレーンを設置した後、一年以内ごとに一回、定期に、当該クレーンについて自主検査を行なわなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 2 事業者は、前項ただし書のクレーンについては、その使用を再び開始する際に、自主検査を行なわなければならない。
- 3 事業者は、前二項の自主検査においては、荷重試験を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するクレーンについては、この限りでない。
 - 一 当該自主検査を行う日前二月以内に第四十条第一項の規定に基づく荷重試験を行ったクレーン又は当該自主検査を行う日後二月以内にクレーン検査証の有効期間が満了するクレーン
 - 二 発電所、変電所等の場所で荷重試験を行うことが著しく困難なところに設置されており、かつ、所轄労働基準監督署長が荷重試験の必要がないと認めたクレーン
- 4 前項の荷重試験は、クレーンに定格荷重に相当する荷重の荷をつって、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を定格速度により行なうものとする。

第三十五条 事業者は、クレーンについて、一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一月をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無
 - 二 ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無
 - 三 フック、グラブバケット等のつり具の損傷の有無
 - 四 配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無
 - 五 ケーブルクレーンにあっては、メインロープ、レールロープ及びガイロープを緊結している部分の異常の有無並びにウインチの据付けの状態
- 2 事業者は、前項ただし書のクレーンについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。

第四節 性能検査

(性能検査)

第四十条 クレーンに係る法第四十一条第二項 の性能検査(以下「性能検査」という。)においては、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

- 2 第三十四条第四項の規定は、前項の荷重試験について準用する。